

第12回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月11日(金) 13時30分から15時24分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(18人)

会長	4番	橋本 正和
副会長	3番	大伴 四郎左衛門
副会長	6番	山本 公彦
副会長	10番	西村 正明
	1番	高谷 久美子
	2番	宇野 幸太郎
	5番	安井 善次
	7番	田中 謙一
	8番	西村 博
	9番	森元 直紀
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(0人)

5. 説明員(0人)

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	6番 山本 公彦 委員
		7番 田中 謙一 委員

第2	議案第44号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
	議案第45号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第46号	大津市農政審議会委員の推薦について
	報告第66号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第67号	農地法第5条第1項7号の規定による届出について

- 報告第68号 農業者証明について
報告第69号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第70号 令和4年度予算編成に係る大津市農業委員会の意見書について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査

9. 会議の概要

事務局 ただいまから第12回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

大津市における新型コロナウイルスワクチン接種に係る現状と今後の取組について、報告をさせていただきます。優先接種の対象者であります高齢者を対象に4月12日から集団接種、5月19日から高齢者施設等における巡回接種を本格的に開始しており、集団、巡回を合わせて6月3日時点で、約3万2500回の接種を完了しているところです。

また、6月1日から70歳から74歳の方の予約の受付、6月9日からは65歳から69歳の方の予約受付を開始したところです。6月からは、接種回数の上積みを図るとともに、接種を受けやすくするために、地域の医療機関における個別接種につきましても、大津市医師会との連携、協力の下、準備の整ったところから順次実施していくこととなっております。

本日もできる限り3密を避けるということで、席の配置の工夫や換気などをさせていただいておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

本日の先唱につきましては、議席番号12番 横山 成治委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局 ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制とし、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会については、中部選出の副会長にお願いいたします。

それでは、開会に当たり、副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副会長

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほども事務局からの話がありましたように、新型コロナウイルス対策のワクチン接種を順次進めていただいている状況の中、滋賀県はおかげさまで蔓延防止等重点措置が適用されてはいませんが、他府県から滋賀県に遊びに来られる方からの感染が心配だという話も耳にする状況ではございます。本日、議題が多くございますが、ご審議をよろしく願います。

それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は、リモートを含め全員出席されております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことを報告申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議を導入しており、今月は15番 上坂 雅彦委員、17番 槌田 昌子委員、18番 三田村 美江委員がウェブにて本会議に出席されております。

なお、通信状況によりウェブ会議が中断した場合には、議事を一旦中断することもありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、議事進行については会長、よろしく願います。

議長

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますよう、お願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。

それでは、議事が円滑に進行できますよう、ご協力をよろしく願います。

本日の議事録署名人を指名いたします。

6番 山本 公彦 委員

7番 田中 謙一 委員

よろしく願います。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例会総会の議決をもとめる。令和3年6月11日提出。大津市農業委員会 会長 橋本 正和。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議長

説明が終わりましたので、去る5月25日に実施しました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会

委員から一括してご報告をお伺いします。

委員 5月25日、一日立会委員としてNo. 1からNo. 5の議案について立ち会いをさせていただきました。先ほどからご報告ありました事務局の内容に間違いございません。この中で、2番から4番まで3筆ですが、これは住宅とのことで顛末書にあるように、既に10数年前から住んでおられ、問題ないとのことでしたので、ご理解をお願いしたいと思います。
以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の北小松につきまして、地元委員にご意見をお願いします。

委員 北小松の案件ですが、この土地はJRと志賀バイパスの買収の残地であり、間もなく志賀バイパスの土盛り工事が行われ、1日中、日の当たらない土地となり、農地として使うのは非常に難しいと思いますし、堆肥置場として使用されるのは妥当で、周辺への影響もないのでご承認をいただきますよう、よろしくをお願いします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 2の大物について、私が地元委員ですので意見を述べさせていただきます。

委員 No. 2の物件につきましては、5月25日、一日立会委員、私、地元推進委員で確認いたしました。随分前からこういう状態で使っておりますし、ほかの農地は周囲にございませんので、影響は全然ないものと考えております。ご審査のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、No. 3の小野について、地元委員、ご意見をお願いします。

委員 今回の件ですが、昭和32年頃から建物があり、特にまわりにも農地はありませんので、何ら影響はないと思います。ご審議いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 4の真野四丁目及びNo. 5の真野一丁目について、地元委員、ご意見をお願いします。

委員 No. 4の件について、調査、立会した結果、以前から住宅で、実際住んでおられて、周辺の土地の所有者の承諾もあり、何ら問題ないと思いますので、ご審議、お願いいたします。

また、No. 5の真野一丁目の転用目的ですが、露天駐車場とのことです。駐車場のところは、石かクラッシャーを敷いて、舗装やコンクリートを入れたりせず、自然排水もしくは水路へ排水するとのことです。そして、周辺の田んぼ所有者の承諾もきちんとあり、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
 それでは、何かご意見ございますか。

 (なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 No.1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.2につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.3につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.4につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.5につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

請No.5は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年6月11日提出。大津市農業委員会 会長 橋本正和。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る5月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括して報告をお伺いします。

委員 先ほどの事務局の説明のとおりで、No.4とNo.5については、許可相当ということになります。No.4については地すべり等の関係、No.5についてもその他の法令等について、その辺が解決すれば何ら問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No.1の南比良につきましては、私が地元委員ですので意見を述べさせていただきます。

委員 25日に現地調査を一日立会委員、私、地元推進委員の3人と事務局で実施させていただきました。もともとこの農地は、土地改良区域外で、白地のままで経過した経緯がございます。これを資材置場として利用されるわけですが、排水についても堀を入れて後ろの排水口に流すという状況になっておりますし、特にほかに影響が出るところもございませんので、問題ないと考えております。審議のほど、お願いいたします。

議長 続きまして、No.2の真野普門二丁目及びNo.3の真野普門一丁目について、地元委員、一括してご意見をお願いします。

委員 5月25日に一日立会委員、私、地元推進委員で現地確認したところ、ここは宅地として利用されていて一部分農地のようなものが残っていましたが、庭として利用され、農地としての活用は全然されていませんでした。何ら問題ないと思いますので、ご審議をお願いいたします。

また、No.3の真野一丁目、道を挟んで北側になりますが、今現在は写真のとおり、保全管理されております。ここは資材置場とのことで、入口に看板の柱が少し写真で見えていると思いますが、これも撤去されます。奥のほうに小さい柱が立っている物置みたいな小屋がありますが、それも撤去されますので、何ら問題なく利用されると思います。隣接の方々の承諾も得られており、問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願

いたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 4の千野三丁目につきましては、地元委員が、事情により現地確認に行けませんでしたので、代わりの〇〇委員、お願いいたします。

委 員

No. 4の土地ですが、5月25日に一日立会委員と私が地元委員の代理として、地元推進委員とともに現地を拝見しました。別添資料54ページの写真のとおり、申請地はきれいな状態に整備されていたのですが、ここ何年も竹が生えている状況で、耕作放棄されていた農地でした。申請地以外に居住される場所はもう全て農地以外の地目になっていて、申請地だけが田で、今回の申請をされたのですが、先ほども事務局からの説明がありましたとおり、〇〇番地に盛土をして搬入路をつけるということで、地すべり防止区域であるので、その申請が通るのであれば許可をしても問題ないと思います。農地転用の面からみても、まわりの農地に何ら問題ありませんので、審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No. 5の芝原一丁目につきましては、地元委員のご意見を願います。

委 員

この案件は、事務局から報告がありましたように、5月25日に設計事務所の方と一日立会委員、〇〇委員、地元推進委員、事務局とともに立ち会いをさせていただきました。説明が重複する部分があると思いますが、位置的には芝原町内の北の隅の、住宅街の一角で、この土地は申請人の父親の土地で、息子が自分の家を建てるとのことです。

ところが、この当該地は現況、ぱっと見は宅地のようですが、地目は畑になっておりますので、顛末書が提出されています。

この土地には以前、納屋が建っていたという話ですが、現在は取り壊されて更地になっております。家の建築に当たっては、現状、そのまま使い、盛土をしたり、削ったりなど、造成はしないとのこと。また、この三角コーンの少し横のほうに排水管のようなものがあり、整備されているとのこと。隣地や田んぼへの影響もないことが確認できております。

以上です。ご審議のほど、よろしく願います。

議 長

ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりましたので、ご意見をお伺いします。何かご意見ございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。No.1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議長 挙手全員により、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

 続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議長 挙手全員により、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

 続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議長 挙手全員により、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

 続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議長 挙手全員により、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

 続きまして、No.5につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議長 挙手全員により、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。

 ここで一旦議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きましては報告案件です。報告第66号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第68号 農業者証明について、報告第69号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)
(事務局、集計報告)

副会長 ありがとうございます。以上をもちまして一旦報告案件を終了します。
そのほか、何かありましたらお願いいたします。

委員 今日の場合でも顛末、顛末という文字が大変踊っているわけですが、先だ
って私も市街化区域の農転があり、調査に行きました。農地転用の許可をす
るために、また、届出受理の確認のために見に行っているわけですが、農業
委員が農地転用の現地確認に行った時には既に、建築確認が下りているとい
うことから、建物の棟が上がっているというような状況です。農業委員の農
転のための現地調査というのは何の意味があるのか。このまま放っておいて
も通っていくわけです。家が建ち、何十年経って、転用の許可申請や届出が
あり、またこれが何十年前に建てた顛末案件として流れていく、農業委員と
して我々が見に行っても意味が何もないということになります。

建物は建築確認が下りていたら、土地が農地であっても建てられる現状
ですので、それを防止するために建築確認と農地転用をリンクしていただ
きたいと思います。それによって農地の上に建物が建たないことになると
私は思います。縦割行政でそうなっているのかもわかりませんが、農業委
員の立場からすれば何のために現地に行っているのか、行った時に建物が
既に建っていることが多い現状でありますので、どういう方法がよいのか
難しいところですが、農業委員会の会長名で行政に要望いただきたいと思
う次第でございます。以上です。

副会長 ありがとうございます。その点について、事務局お願いします。

事務局 後半で、農業委員会からの意見書について提案しますので、一旦休憩して、
その時にその点も含めて議論させていただけたらと思っておりますが、いか
がですか。

委員がおっしゃっているのも、事務局としても思うところです。実務的な
部分で言いますと、家を建て直すに当たり、事業者が土地の調査をするのが
スタンダードです。今回の案件も全てそうですが、事業者がひとさらい調査
した上で農地が残っている。そうすると、過去に農地転用の有無について問
い合わせがあり、あった場合は、過去に農地手続があったことの証明をして、
地目変更の手続をしてもらう、という案内もしています。今の時代は基本的
に家を建てる時は融資を受けられます。地目が農地のまま上物があると、
銀行等の融資を受ける際に、必ず地目を変更するよう融資をする側から話が
ありますので、基本的に申請者は否応もなく農地転用をしないことには次の
家を建てられないのが実情と思っております。

ですので、だいたいの場合がきちんとできていると思っておりますが、そうは
言っても全部自己資金で建てる方、また建築確認をとっても、委員がおつ

しゃるように、もしかして漏れてしまう部分もあるかもしれませんので、それは今後、申し入れなどはするべきだとも思っています。現在このような案件が出てくる背景は、数十年前に親御さんが建てた家を、建て直す、子どもが家の近くに住むため農家住宅を建て直す、分家住宅を建てたい等で、調査の過程で判明してきています。おそらく当時の農業委員会や建築確認の部署との連携がうまくいってなかったか何かで、顕在化してきているのだらうと思っています。ですので、恐らく今後建てる分や建て直しの分については、非常に少なくなっていくのだらうとは思いますが、可能性がないとは言えませんので、今後、連携は必要だらうなと思います。以上です。

副会長

ありがとうございました。ほかにございませんか。

では、ないようでしたら、これをもちまして農地系の案件については終了いたします。

これより暫時休憩して、約15分間休憩ということで2時55分から再開させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

< 再開 >

議長

それでは、再開します。

なお、後半部分についても、事前に質問等はありませんでしたので、ご意見のみについて、後ほどお受けをいたします。

では、議案第46号 大津市農政審議会委員について、事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、説明)

議長

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見ございましたら、お願ひいたします。

(なしの声)

議長

ないようでしたら、議案第46号 大津市農政審議会委員については、引き続き〇〇委員に就任いただくことで、異議はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ありがとうございます。では、議案46号につきましては、〇〇委員を推薦することで、大津市長宛に回答いたします。

次に、報告案件に移りますので、司会を副会長に交代いたします。

- 副会長 では、報告第70号 令和4年度予算編成に係る大津市農業委員会の意見書について事務局よりご報告をお願いします。
- 事務局 (事務局、報告)
- 副会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何かございましたら、発言、よろしくお願いします。
- (なしの声)
- 事務局 なければ、先ほどの〇〇委員の提案も含め、検討していきたいと思っております。
- この件に関して、言えることは、都市計画法上の建築指導では、建築することについて、地権者が用地については整備すべきだという概念があり、地目は確認事項ではありません。農地法で言いますと、農地以外の隣接同意が要らないのと一緒です。
- ですから、法が求めているものをどこまで言えるかということですが、大津市に対し、こうなっているから困っている、こうするべきではないかということを出し出すことはできると思います。
- もともと金融機関も必ずしも用地についてあまり考慮してなかった。今はローンを組むとき、地目が農地の場合は資産価値がゼロなので農転を指導しますが、ローンを組まずに家を建てる場合、農地のままでも建築確認を出したら通常下りるのです。
- また、昔は建築指導課だけに建築主事がいて、許可を下ろしていたのですが、今は民間機構で9割以上を処理しますので、建築指導課が扱う量はとても少ないです。
- その点を含めて意見書では、そちらのほうに申し入れてくださいという書き方になってくるかと思いますが、現実には要件ではない。事務局としては、農業委員、推進委員にお願いしているのですが、農地パトロールで摘発していただかないといけない。この中にも、農業委員、推進委員が確認して顛末案件で出てきているものも結構ありますから、パトロールは月2回とお願いをしておりますが、疑わしい案件はできるだけ声をかけて、事前に見つけることも必要だと思っております。近頃、農業委員が色々言ってくるという雰囲気になると、状況も変わってくるかと思えます。その点、併せてご協力いただけたらと思います。以上です。
- 副会長 ありがとうございます。
- では、時間もございませんので、これにて終了したいと思います。
- 続きまして、その他報告事項について、事務局より報告をお願いします。
- 事務局 (事務局、その他事項を報告)

副会長

以上をもちまして、第12回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議長（橋本 正和 委員） 印

委員（山本 公彦 委員） 印

委員（田中 謙一 委員） 印